

事業後援等の申請について

一般社団法人日本バイアスロン連盟
(2021. 6. 18 制定)

日本バイアスロン連盟では、バイアスロン競技の普及推進や振興等に寄与すると認められる事業に対して「日本バイアスロン連盟」の名義後援の使用を承認しています。

1 後援の意義

承認を受けた事業は、「一般社団法人 日本バイアスロン連盟」の名義を使用することができます。
例) ポスター、パンフレット、チラシ等に「後援 一般社団法人 日本バイアスロン連盟」と記載できます。
なお、後援を承認した事業に対し、日本バイアスロン連盟が責任を負うものではありません。

2 申請からの流れ

(1) 申請

後援等を申請したい事業の実施日の遅くとも2～3週間前を目途に、所定の「事業後援等申請書」に必要事項を記載し、後援等を申請したい事業の要項等を添付して日本バイアスロン連盟事務局まで提出してください(郵送またはメール)。

【提出先】〒062-0933 札幌市豊平区平岸3条5丁目4-17 コロナード平岸Ⅱ202号室
一般社団法人日本バイアスロン連盟 事務局
(メールアドレス) office@biathlon.or.jp

※ 申請書は日本バイアスロン連盟の公式ホームページからダウンロードできます。

(2) 審査

適正な形式で作成された申請書を受取り、審査させていただきます。

不明な点等について確認するためこちらからご連絡することがあること及び申請書受理のため必要な修正をお願いすることがあることをご承知おきください。

(3) 通知

承認の可否について、申請書等の受取後2週間程度を標準的な処理期間として文書で通知します。

(4) 事業実施

事業実施(承認が不可の場合は後援名義等を使用できません)

(5) 報告

事業実施後はすみやかに所定の「後援事業等終了報告書」(日本バイアスロン連盟の公式ホームページからダウンロード可)を提出してください。なお、提出先は申請時と同じです。

当該報告書の提出がない場合、申請内容と終了報告内容が著しく異なる場合並びに虚偽の申請があった場合等については、以後当連盟による事業後援等をお断りすることがあります。

3 承認の基準

名義後援等の承認は、事業を後援することがバイアスロン競技の普及推進や振興等に寄与すると認められることが明らかで、以下の要件すべてを満たすことを基準とします。

- (1) 主催者(団体等の代表者、所在地、連絡先等)が明確であること。
- (2) 申請書の内容(特に事業計画)が明確であること。
- (3) 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるもの。
- (4) 主催者及び関係者等が暴力団及び反社会勢力等と関係していないこと。

また、次に掲げる事業は承認を行いません。

- ・専ら営利を目的とする事業
- ・特定の思想や政治的主義・主張に関わる事業
- ・宗教の普及を主たる目的とする事業
- ・法令又は公序良俗に反する事業
- ・その他、公益性を欠く等後援を承認すべきでないと合理的理由があると当連盟が判断する事業

4 申請に必要な書類

事業後援等申請書、実施要領等事業の概要が分かる資料、申請者の概要が分かる資料(団体等の組織図や目的等が記載してあるもの)、申請資料の収支計算書(共催を申請する場合及び入場料等を徴収する事業の場合は提出必須とします)